

令和3年度 第1回かほく市空家等対策審議会 会議録

招 集 年 月 日	令和3年12月15日(水)					
招 集 場 所	かほく市役所 西フロア3階 301会議室					
開 始 日 時	10時00分					
終 了 日 時	10時45分					
応 召 委 員	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠
	会 長	丸岡 直子	○	副会長	北井 和彦	○
	委 員	西谷 次雄	○	委 員	中谷 良子	○
	委 員	室川 啓一	×	委 員	新谷 健二	×
	委 員	桜井 誠二	○	委 員	元谷 保範	×
	委 員	川端 要	○			
【凡例】	○：出席を示す ×：欠席を示す					
委 員 の 定 数	9名					
出 席 委 員	6名					
欠 席 委 員	3名					
職務のため会議に出席した者の職氏名	市民生活部長	千田 聡	課長	池田 昌健		
	課長補佐	小村 伸悟	係長	東 賢一		
議 事 等	1) 令和2年度空家等対策計画の評価について(実績報告) 2) 市内特定空家等4件の現状及び対応について 3) 新規特定空家の認定について 4) 第2期空家等対策計画(案)について その他					
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ かほく市空家等対策審議会委員名簿 ・ 各施策の計画の進行管理について(令和2年度の取り組み)・ ・ 特定空家等4戸の現状写真 ・ 新規特定空家の認定資料 ・ 第2期空家等対策計画(案) 					

会 議 の 経 過

事務局	それでは、丸岡会長よりあいさつをお願いします。
会 長	《会長よりあいさつ》
事務局	ありがとうございました。ここからは、丸岡会長に議事進行をお願いします。
会 長	それでは、議件1について事務局より説明願います。
事務局	〈資料に基づき説明〉
会 長	議件1についての説明がありましたが、令和2年度の取り組みについての報告でした。なにか質問等ありますか。
委 員	特に意見等なし。
会 長	次に、議件2の説明をお願いします。
事務局	<p>議件2として、これまで本市が認定した4戸の現状について報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家No.221（空き家：白尾地区）については目立った損傷箇所もないため特に報告事項はありません。 ・空き家No.409（空き店舗・事務所：高松地区）については、「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、9月に緊急安全措置として外壁等の補修を行いました。また補修に併せて、屋上にある避雷器と分電盤の固定を行いました。 ・空き家No.550（空き工場・白尾地区）は、現在廃材のみ現地に残置していますが、写真等で判断する限り若干全体的に縮小しているように見えます。 ・空き家No.643（空き工場・大崎東地区）は、今年の7月29日に空き家の一部が損壊し隣家に接した為、翌日に取り壊すよう所有者に依頼し対応しました。なお費用面の問題につき、廃材は残置してある状況です。 <p>以上がこれまでの特定空家4戸の措置に対する状況報告です。</p>
会 長	只今、事務局の方から4戸の特定空家等の状況報告がありました。この件につきまして、なにかご意見等ありませんか？

委 員	No.643 の空き家について、現在は廃材が残置してあるとのことであるが、飛散防止シートなどは設置されていないのか？
事務局	現在のところ防護シート等はありませんが、近隣への飛散被害などは確認されておりません。
会 長	他になにかありませんか？ 無いようですので、次に議件3について事務局から説明をお願いします。
事務局	議件3 新規特定空家の認定についてですが、No.135 の空家（木津地内）につきまして、先月より屋根瓦が道路上に度々飛散し、近隣住民から苦情が寄せられるようになってきているが、現在は所有者不在な状態であり相続権利者全員が相続放棄をしている状況であります。このまま放置すればいずれ人的被害も考えられますので、早期に特定空家に認定し緊急対応措置を行いたいと考えております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。
会 長	この件につきましては、所有者が亡くなり相続者全員が相続放棄につき管理者へは強制力がなく、近隣住民への危険が高いため、市が緊急対応措置を行うには特定空家に認定するしかないと思うが、皆さんどう思われますか？
西谷委員	私は木津区長ですが、この場所は大変道が狭く以前から苦情がある。現状も酷い状態だが今後もっと酷くなる可能性があり対応していただけると区長としても大変ありがたい。道は狭いが、区民にとっては必要な生活道路である。
事務局	今回の審議において特定空家に認定していただければ、市としては早急に緊急対応措置を行う予定である。また今後このような相続放棄の案件が増えることが予想されるが、今後はその対応も審議会で検討していく必要があると考えている。
副会長	今回の件については、緊急安全措置または相続財産管理人の申立てしかないと思う。なお、特定空家に認定すると今後相続財産管理人の申立てもしやすくなる。
事務局	相続財産管理人を立てた場合は、後処理についての費用回収を行う方法も検討していく必要がある。

川端委員	相続財産管理人は、誰が申し立てすることができるのか？
事務局	市税等の滞納があれば税務課、特定空家等に認定すれば利害関係者として市も申し立てすることができる。
副会長	法的には管理者、放棄した人など誰でも優劣なく申し立てすることができる。
中谷委員	例えば地区で購入して再利用するとかできないのか？
事務局	法的に木津区が地縁団体となっていない為、土地や家屋を購入し所有することはできないと思われる。
櫻井委員	現状を見ても、この物件は早期に対策が必要かと思う。
会 長	では、この空家を特定空家として認定すべきか採決をとりたい。 (採決結果：全員認定に賛成) 全員賛成につき、審議会においては特定空家に認定すべきと判定します。 では次の議件4について事務局より説明願います。
事務局	議件4第2期空家等対策計画（案）についてですが、会議前に一度委員の方に（案）を送付し確認していただきご意見を伺っております。今回はそれらを反映したものをお手元に用意させていただきました。主な修正点として、資料P10に第1期計画の取組内容を追記しております。他には誤字の修正等はありません。 またあらためまして、第1期からのおおまかな変更点を申し上げますと、内容的には第1期計画を概ね継続しており、国からの指針による計画の編集方法の変更やデータの時点修正、SDGsとの関連を付け加えております。
会長	SDGsでは行政と市民のパートナーシップという着眼点があったが、そのあたりを関連付けしたということか？
事務局	その通りです。
会長	他にご意見等はありませんか？ 無いようですので以上で本日の議件をすべて終了いたします。皆様のご協力により議事進行することができました。ありがとうございました。

事務局	<p>丸岡会長、議事進行ありがとうございました。</p> <p>今後の予定としましては、第2期空家等対策計画（案）につきましてパブリックコメントを予定しており、市民の皆様からのご意見を伺いたいと考えております。</p> <p>それでは、全体を通してその他として何かありませんか？</p> <p>特にないようですので、最後に市民部長から閉会のあいさつをお願いします。</p>
市民部長	<p>〈市民部長よりあいさつ〉</p>
事務局	<p>ありがとうございました。これで会議を終了します。皆様、お疲れさまでした。</p> <p>《会議終了》</p>